

2021年7月23日

私の「発言」を巡る経緯等

衆議院議員
本多平直

7月13日、常任幹事会にて「党员資格停止一年」の処分が提起され、倫理委員会に諮ることが決定されました。選挙直前でもあり政党政治家として政治生命を絶つに等しい重い処分であり、本件の経緯に鑑み、とても承服できません。

7月21日、倫理委員会で意見を述べる機会を与えていただきました。党の手続きの中で、謝罪会見以降発信を控えてまいりましたが、発言の事実関係を改めてご説明をさせていただきます。ご説明がたいへんに遅くなりましたことを心からお詫び申し上げます。

26日にも倫理委員会の結論が出され、27日の常任幹事会で処分の決定がなされるのではないかと見られます。本日私のホームページに、倫理委員会に提出し、また常任幹事会の皆さまにもお送りした意見書を掲載します。ぜひお読みいただければ幸いです。

意見書は hiranao.com/ikensho20210721.pdf、意見書概要 hiranao.com/ikensho20210721_gaiyou.pdf をご覧ください。

現行刑法でいかなる場合も性交の対象とすると犯罪となる年齢(性交同意年齢)は 13 歳未満です。この年齢の引き上げを求める声に応じて検討を始めたのが我が党の性犯罪刑法改正ワーキング(以下WT)でした。

14～17 歳に対する行為については刑法ではなく都道府県の淫行条例があります。この条例には最高裁判決などを経て例外があり、真摯な恋愛が存在する場合などは処罰されません。ただし、大きな年齢差のある場合に、裁判所が真摯な恋愛を認めることはまずあり得ず、その結論は私も正しいと考えます。

刑法の保護対象を 16 歳未満まで引き上げる際に、淫行条例の様に例外を認めるかどうかが大きな論点でした。来年から 18 歳から成年ですから、18 歳と15歳の交際による行為で、18 歳が懲役 5 年以上の刑罰を受けることになりかねません。私は「真摯な恋愛」などの例外規定が必要だと主張していました。

5月10日のWTで、外部講師の「年齢差の大きな場合に、恋愛は存在し得ない」との趣旨の発言に対し、「100%ないとは言えないのではないか」と考えた私は「例えば(实在の)私が恋愛の存在を主張しても、それを認めないのか」との趣旨の質問をしました。このやり取りが、別の表現に変えられました。

6月3日朝突然、党所属前全国会議員に対しWT中間報告案が一斉送信されその中に例の「50代と14歳の性交の発言」が議論経過の一部として掲載されていました。私が初めてその表現を見たのは、同日11時のWTの場でした。

年齢の例示から私の発言の記録だと感じた私は、「こうした発言をした記憶はない」「ここまで書いたら音声データを聞かせてほしい」「もし言ったとしたら本意が伝わらない表現なので撤回したい」旨寺田座長に申し上げましたが、拒否されました。

後にハラスメント防止対策委員会が提出した私に厳しい報告書ですら発言は「50代の私と14歳の子とが恋愛したうえでの同意があった場合に罰せられるのはおかしい」と認定しています。「恋愛のうえで」が削られ、「性交」が付け加えられていたこととなります。

6月4日、発言が匿名報道され、幹事長らと対応を協議しました。私からは音声データの確認を強く求めましたが、「有無が不明」「5月10日のものはない」「あるけれど聞かない方がいい」などと返答が変遷し、確認することができませんでした。

そうした中、6月7日夜、幹事長、党顧問弁護士と対応を協議中、翌日実名報道があるとの情報が入りました。私は記者会見などで真意を説明したいと申し上げましたが、幹事長から強く止められました。

幹事長から、発言をそのまま認め、お詫び、撤回するコメントを出すことを提案され、やむを得ず了承し、その場で幹事長から厳重注意を受けました。翌日、ぶら下がりの会見に応じ、改めて謝罪しました。今から思えば、政治家として記者会見など説明責任を果たすべきだったと反省しています。

その後、本件はハラスメント防止対策委員会で事実検証されることとなりました。検証中は引き続き発信を控えることとなりましたが、その検証は約一か月と予想外の長期に及びました。私に対しては委員長他三名の弁護士によるオンラインのヒアリングが一回、委員長による対面の面談が一回行われました。

6月中旬、党幹部などから離党などを促す空気が出てきました。ネットなどの反応も落ち着いてき

ていたので、驚きました。理由の明確な提示もなく、また党内会議の発言のみでの離党などはあり得ないと考えましたが、思い悩む日が続きました。この間、地元の非公開の場でのご説明は続けました。

7月12日、ハラスメント防止対策委員会から報告書が党に提出されたことを受け、枝野代表から、私にとってたいへん厳しい内容である旨告げられたのみで報告書の開示もないまま、離党を強く促されました。私は納得できず、離党をお断りしました。翌日処分の提起がなされ、本日に至っています。

党内議論の、特に人に重い刑罰を課す法律についての真剣な議論の中での例示を理由とした重い処分は、政党内の自由闊達な意見表明を委縮させかねず、またひいては言論の自由、思想の自由の侵害にもつながりかねない深刻な問題です。党の適切な対応を、強く希望します。